

各務原市自殺対策連絡協議会設置要綱

(令和2年3月11日決裁)

(設置)

第1条 保健、医療、福祉、教育、労働等の関係団体及び関係機関が連携を図り、本市における自殺対策を推進するため、各務原市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、自殺対策における事業の評価に関する事項その他自殺対策の推進に関する事項について意見及び情報の交換を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人各務原市医師会に属する者
- (2) 各務原市薬剤師会に属する者
- (3) 各務原市民生委員児童委員協議会に属する者
- (4) 各務原市自治会連合会に属する者
- (5) 各務原商工会議所に属する者
- (6) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会に属する者
- (7) 岐阜県岐阜保健所の職員
- (8) 岐阜県各務原警察署の署員
- (9) 各務原市職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（次項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、各務原市健康福祉部健康管理課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。